配当公告

愛知県清須市春日長畑八〇番地
破産者　株式会社春日乳品販売センター
右の者に対する名古屋地方裁判所平成二十五年（フ）第五〇五号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。
一、配当手続に参加することができる債権の総額
金九二、八八二、九〇四円
一、配当をすることのできる金額
金四〇、九九六、五六三円
平成二十五年十一月七日
名古屋市中区錦二丁目一九番一号鴻池ビル九階
破産管財人　大島　真人

配当公告

大阪市中央区心斎橋筋二丁目七番一八号、商業登記簿上の本店所在地東京都中央区京橋一丁目一番五号　破産者　U．F．O．株式会社
右の者に対する大阪地方裁判所平成二十三年（フ）第七九七〇号破産事件の中間配当を行うので、次のように公告する。
一、配当に加えるべき債権の総額
一般債権　金五三、八一九、三二八、六四一円
優先債権　金三五、三一七、五九九円
一、配当することのできる金額
一般債権　金一、九三七、四九五、七七五円
優先債権　金三五、三一七、五九九円
平成二十五年十一月七日
大阪市中央区北浜一丁目八番一六号　大阪証券取引所ビル　破産管財人　森本　宏

配当公告

岡山市中区門田屋敷五丁目一番二六号、商業登記簿上の本店所在地岡山県倉敷市吉岡三八〇番地の五　破産者　エメロード株式会社
右の者に対する岡山地方裁判所平成二十五年（フ）第六十九号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。
一、配当に加えるべき債権の総額
金八三七、七一五、四六一円
一、配当することのできる金額
金三三、九三五、〇七一円
平成二十五年十一月七日
岡山市北区弓之町一〇番二〇号テミス弓之町二階　破産管財人　石川　敬之

配当公告

山口県下関市椋野町三丁目一八番一二号
破産者　株式会社シモカネ
右の者に対する山口地方裁判所下関支部平成二十二年（フ）第二六八号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。
一、配当に加えるべき債権の総額
金三、〇七四、一八四、八二四円
（内優先的破産債権額
金一九、〇七八、四六一円）
一、配当することのできる金額
金六二、七一〇、四三一円
（内優先的破産債権額
金一九、〇七八、四六一円）
平成二十五年十一月七日
山口県下関市細江町一丁目六番一号　下関第一法律事務所
破産管財人　弁護士　臼井　俊紀

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道釧路市寿二丁目三番地、最後の住所北海道釧路市新富士町二丁目一〇番二四号
被相続人　亡　杉沢　弘
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十五年十一月七日
事務所釧路市錦町五丁目三番地　三ツ輪ビル三階　中井拓人法律事務所
相続財産管理人　弁護士　中井　拓人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道釧路市寿二丁目三番地、最後の住所北海道釧路市新富士町二丁目一〇番二四号
被相続人　亡　杉沢ノリ子
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十五年十一月七日
事務所釧路市錦町五丁目三番地　三ツ輪ビル三階　中井拓人法律事務所
相続財産管理人　弁護士　中井　拓人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都東久留米市東本町三一五番地、最後の住所東京都西東京市西原町四丁目三番四九号一二―八〇七　被相続人　亡　柳田　晴夫
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十五年十一月七日
東京都八王子市明神町四丁目五番三号橋捷ビル六階八王子総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　大久保康裕

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都墨田区東向島六丁目六三番、最後の住所東京都墨田区東向島六丁目六三番八号
被相続人　亡　當住八重子
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十五年十一月七日
事務所東京都港区赤坂四丁目七番一五号陽栄光和ビル五階光和総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　鈴木　みき

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都品川区大井三丁目七番、最後の住所横浜市鶴見区駒岡一丁目一一番一二―三〇四号
被相続人　亡　古橋長次郎
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十五年十一月七日
事務所横浜市中区南仲通三丁目三五番地　横浜エクセレントⅢ九階
相続財産管理人　弁護士　川島　志保

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍横浜市港北区篠原台町二三〇番地、最後の住所横浜市磯子区洋光台五丁目一四番一二―五〇二号　被相続人　亡　藤村　瑛二
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十五年十一月七日
事務所横浜市中区太田町一―九神奈川県興業ビル四階
相続財産管理人　弁護士　髙橋　瑞穂

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島市西区庚午北三丁目五三〇番地一〇最後の住所神奈川県横須賀市追浜東町三丁目四五番地　被相続人　亡　松田　雅之
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十五年十一月七日
神奈川県横須賀市大滝町一丁目二五番一号
相続財産管理人　弁護士　樫福　宏征

第50期決算公告

平成25年11月7日

名古屋市中区大須二丁目21番4号
株式会社サンフードシステム
代表取締役　川口　誉夫

貸借対照表の要旨
（平成25年7月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	225,664	流動負債	433,508
固定資産	2,026,388	固定負債	1,239,459
有形固定資産	1,565,250	株主資本	589,349
無形固定資産	33,549	資本金	48,000
投資その他の資産	427,587	資本剰余金	△33,069
繰延資産	10,265	その他資本剰余金	△33,069
		利益剰余金	629,019
		利益準備金	12,000
		その他利益剰余金	617,019
		（うち当期純利益）	(14,465)
		自己株式	△54,601
資産合計	2,262,317	負債・純資産合計	2,262,317